

愛玩動物看護師に求められる役割等についての構成員提出意見（概要）

《3-2 診療の補助等の範囲（獣医師の指示の在り方を含む）・看護》

（1）侵襲性が高く、高度な技術・知識が必要な診療行為の取扱い（獣医師と愛玩動物看護師との役割分担）

＜侵襲性が高く、高度な技術・知識が必要な行為も診療の補助の範疇とすべき＞

- ・ 人の医療は、看護師以外のコメディカルが充実しているが、獣医療では愛玩動物看護師のみ。人医療の看護師と同等の範囲にとどまらず、法令上及び安全性上許容される広範なものとするのが、適正なチーム獣医療の提供体制には不可欠。
- ・ 人の医療では長い時間をかけて業務拡大しているが、その成果を最大限活用することが重要であり、愛玩動物看護師においては、長い時間をかけて業務拡大することは不要。
- ・ 人の看護師も3年以上を修業することとしており、愛玩動物看護師も3年以上となるため年数は同じ。また、6年修業している獣医師であっても、卒業と同時に実践レベルの技術を有しているのではなく、現場で実践しながら技術を修得している。
- ・ 実態として、現在の動物看護師が実施している業務には診療の補助に相当するものが含まれており、これらが制限されることがないようにすべき。
- ・ 診断、治療方針の決定、処方、手術や治療等の処置、予後判定は獣医師の独占業務であるが、それ以外の診療の補助や看護は愛玩動物看護師の業務と考える。
- ・ 「獣医師の指示の下」で行うことにより、安全性に対する一定の担保になっているため、侵襲性の高い行為であっても実施できることが望ましい。
- ・ 投与する医薬品等の種類や目的によって、診療の補助に含めるか判断してもいいのではないかと。

<侵襲性が高く、高度な技術・知識が必要な行為は診療の補助の範疇とすべきではない>

- ・ 他の国家資格との整合性及び、その技術取得難易度、失敗した際の動物への障害の可能性の程度、現在の社会が許容する動物診療における飼育者の治療成功要求度と現状の動物看護師の技術を考える場合、実際的には採血行為が限界。ただ、施策として進めるべきものに関する行為については、診療の補助の範囲とすることを考えるべき（具体的にはマイクロチップ挿入の補助）。
- ・ 教育期間が3年間であることを踏まえると、獣医師に近い知識・技能を修得することは難しいため、診療の補助の範囲は自ずと低く、身体や健康への影響が少ない業務に限られるべきと考える。
- ・ 今後、国家資格カリキュラムを実施する卒業生が多数を占めるようになれば、人の看護師のように業務範囲を広げていく必要がある。なお、業務を高度化するためには、獣医大学のようにOSCE（客観的臨床能力試験）導入など、教育内容の見直し、資格取得後の研修などを検討する必要がある。

(2) 愛玩動物の衛生管理等の取扱い（国家資格取得者とそれ以外の者との役割分担）

＜国家資格取得者のみが実施できる行為を幅広くすべきとの御意見＞

- ・ 入院動物の世話や院内の衛生管理（消毒等）も専門性が要求されるものであり、国家資格取得者が行う診療の補助として位置づけすべき。
- ・ 傷病動物及びその飼育者に直接関与するのは、愛玩動物看護師のみとすべき。
- ・ 法施行後5年間は経過措置として、無資格者が看護業務を実施することは否定しないが、経過措置終了後は、無資格者の知識・技能のレベルが担保できないことから、診療の補助に限らず、動物に直接触れる看護業務も国家資格取得者のみが実施すべき。

＜独占業務は限定的にすべき（無資格者が実施できる業務を一定程度確保すべき）との御意見＞

- ・ 獣医師及び愛玩動物看護師以外のスタッフの存在も重要である。また、個人の選択として国家資格を取得しない者もいる。合理的な役割分担ができるよう、また、国家資格を取得しなかった者の仕事を奪うことのないよう、無資格者が実施できる業務範囲を確保すべき。
- ・ 医療において外部委託可能な業務（手術室の消毒等衛生管理）まで独占業務にすることは、難しい。
- ・ 独占業務と有すべき知識・技能は切り分けて考え、独占業務にはしないけどカリキュラムに組み込んでしっかり勉強し、必要な専門知識とスキルを備えるべきもの、というグループを設けることができる。
- ・ 医療における看護師、准看護師、看護助手との関係や海外の制度を参考に、国家資格者とそれ以外の補助者との役割分担を考えてはどうか。

＜その他＞

- ・ 業務独占行為をガイドラインなどで明示してはどうか。
- ・ 業の範囲について、細かく列挙することにより業務範囲が制限されるおそれがある場合、個々の項目について逐一規定しないことが望ましい。

(3) 獣医師の指示の在り方

- ・ 愛玩動物看護師が診療の補助を行った結果、不測の事態が起きた際には、獣医師の対応が必要となるため、必ず獣医師の監督の下に実施すべき。
- ・ 獣医師が過去に診察したことのある愛玩動物であって、遠隔（オンライン、電話、FAX等）により診断が可能な場合は、電話等での指示も可能とすべき。
- ・ 獣医師が愛玩動物看護師個々の能力を判断した上で、適切な指示を出すことが重要。一定の前提条件の下、対象となる動物の病状、投与する薬物の種類や目的により、診療の補助を獣医師の目視下で行うもの、目視外で行うもので分類してはどうか。
- ・ 事故が生じた場合、獣医師の指示の有無は愛玩動物看護師が自分の身を守るために重要な事実となることを踏まえると、書面などによる明確な指示が確実だが、現実的には患畜ごとに、予め指示された範囲で愛玩動物看護師が診療の補助を行うことも考えられる。
- ・ 臨時応急の手当（心肺蘇生等）は、獣医師の指示がない場合であっても可能とする必要がある。